

(仮称) 加古川市犯罪被害者等支援条例の骨子 (案)

1 制定しようとする背景と目的

犯罪に巻き込まれた被害者やその家族は、犯罪行為による直接的な被害にとどまらず、その後の精神的な苦痛や周囲の中傷などの二次的被害を受けることがあります。そのような状況にも関わらず、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきました。

このような状況のなか、平成 16 年 12 月に「犯罪被害者等基本法」が制定されました。同法第 5 条では「地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」こととされています。

また、犯罪被害者等基本法に基づき、平成 17 年 12 月に犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等基本計画が策定され、4つの基本方針と5つの重点課題が定められました。平成 28 年 4 月には第 3 次犯罪被害者等基本計画が策定され、犯罪被害者等が被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、犯罪被害者等一人一人に寄り添ったきめ細やかで充実した支援が必要であり、政府、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等が、より一層、相互に連携を図りながら協力し、更なる取組の強化を図っていかなければならないとされました。

本市では、これまでも犯罪被害者等からの問合せや相談に対応する窓口の設置や既存の施策の中で犯罪被害者等への対応を行ってきましたが、犯罪被害者等に対する支援は十分とは言えない状態です。今後、問合せや相談と手続きが一か所で受けられるワンストップ窓口の設置や支援金制度の導入など、犯罪被害者等に寄り添った対応を行っていくために、「(仮称) 加古川市犯罪被害者等支援条例」を制定することにしました。

2 用語の定義

骨子 (案) では、次のとおり定義します。

① 犯罪被害者等

犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為 (以下「犯罪等」という。) により害を被った者及びその家族又は遺族

② 関係機関等

国、都道府県その他の地方公共団体、犯罪被害者等に対する支援を行う民間団体及びその他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいいます。

③ 事業者

本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体をいいます。

④ 二次的被害

犯罪等により犯罪被害者等が直接的に受ける被害のほか、周囲の人々のうわさ若しくは中傷又は報道機関（放送機関、新聞社、通信社など）の報道により犯罪被害者等が正当な理由なく受ける、経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害及びその他の犯罪等に関する二次的な被害をいいます。

3 条例の骨子（案）の概要

(1) 基本理念

犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行われなければならない。

犯罪被害者等の支援は、その過程において、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害したり、二次的被害を生じさせたりすることのないよう行われるとともに、犯罪被害者等の支援に関する個人情報 の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行われなければならない。

(2) 市、市民及び事業者の責務

市、市民及び事業者の責務を明らかにします。

① 市の責務

市は、基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するものとし、その実施に当たっては、関係機関等と連携するとともに、当該施策を円滑に実施することができる体制を整備するものとし、

② 市民の責務

市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等を地域で支え合う重要性について理解を深め、二次的被害を生じさせないように十分に配慮し、市及び関係機関等が行う支援に協力するよう努めるものとします。

③ 事業者の責務

ア 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等を地域で支え合う重要性について理解を深め、二次的被害を生じさせないように十分に配慮し、市及び関係機関等が行う支援に協力するよう努めるものとします。

イ 犯罪被害者等を雇用する事業者は、犯罪被害者等がその被害にかかる刑事に関する手続きに適切に関与できるよう、就労及び勤務について、十分に配慮するよう努めるものとします。

(3) 市が実施する施策

市が実施する支援施策について定めます。

① 相談及び情報の提供等

市は、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに各種手続きをするためのワンストップ窓口を設置し対応するとともに、関係機関等との連絡及び調整をするものとします。

② 支援金の支給

市は、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるようにするため、一時的な生活資金として支援金を支給することとします。

※遺族支援金 300,000 円

重傷病支援金（療養に1ヶ月以上の期間を要する負傷又は疾病）100,000 円

③ 日常生活の支援

市は、犯罪被害により、日常生活に支障がある犯罪被害者等に対し、家事援助（調理、洗濯等）及び一時保育に要する費用の助成を行うこととします。

※家事支援の助成 （上限）2,500 円／時間×2 時間×4 週×6 ヶ月

一時保育費用の助成 （上限）3,000 円／日×6 日間

④ 居住の安定

市は、犯罪被害により、従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、新たに入居する賃貸住宅の家賃の一部助成及び転居に要する費用の助成を行うこととします。市営住宅の入居については、配慮することとします。

※家賃の助成 家賃の 1/2 (上限) 30,000 円×6 ヶ月
 転居費用の助成 (上限) 180,000 円 (1 回限り)

⑤ 雇用の安定

市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携し、犯罪被害者等が置かれている状況について、犯罪被害者等を雇用する事業者の理解を深めるため必要な施策を行います。

⑥ 市民及び事業者の理解推進

市は、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等を支え合う地域社会の重要性について、市民及び事業者の理解を深めるため、リーフレットの作成、配布などの広報及び啓発を実施します。

⑦ 人材育成

市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、相談、助言、情報提供その他の犯罪被害者等の支援を担う人材を育成するための施策を行います。

⑧ 民間支援団体への支援

市は、専門的な知識及び経験を生かし活動を行う民間支援団体に対して、必要な支援を実施するものとします。

◆②・③・④の具体的な支援内容や要件については、条例で規定せず、規則等で定めるものとします。

4 施行日

平成 29 年 4 月 1 日